

第10部 農畜産物流通

解 説

この部には、「青果物卸売市場調査」及び「畜産物流通統計調査」（「と畜場統計調査」、「鶏卵流通統計調査」、「食鳥流通統計調査」）の結果から、青果物及び畜産物の流通に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 青果物卸売市場調査

この調査は、全国の主要青果物卸売市場で取り引きされた青果物の卸売数量、卸売価額及び転送量について調査し、その結果を取りまとめたものである。

(2) 畜産物流通統計調査

ア と畜場統計調査

この調査は、と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づき、都道府県知事の許可を受けて設置されたすべてのと畜場を対象にして、豚、牛、馬のと畜頭数を取りまとめたものである。

イ 鶏卵流通統計調査

この調査は、全国の鶏卵集出荷機関のうち、年間の集出荷量が10 t以上の集出荷機関を対象にして、総出荷量(県内集荷分)の60%以上となるように調査客体を選定・実査し、県内分を推計した結果を取りまとめたものである。

ウ 食鳥流通統計調査

この調査は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された全国の食鳥処理場のうち、肉用若鶏、その他の肉用鶏及び廃鶏の処理を行った全ての食鳥処理場を対象として、集荷羽数等について取りまとめたものである。

(2) 畜産物流通統計調査

ア と畜頭数

食用に供する目的で、と畜場で処理された頭数であり、廃棄処分されたものは除く。

イ 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数に、食肉卸売市場調査結果から算出した畜種別1頭当たり平均枝肉重量を乗じて推定している。

ウ 鶏卵生産量

一般食用、加工用、種卵及び自家消費量等として生産された鶏卵の数量をいう。

エ 鶏卵出荷量

一般食用、加工用として販売された鶏卵の数量をいい、種卵及び自家消費量等の数量は含まれない。

オ 食鳥流通統計調査における肉用若鶏(ブロイラー)は、ふ化後3か月未満の鶏で食用に供するものをいう。

3 利用上の留意事項

- (1) 青果物卸売市場調査は、すべて暦年で表章した。
- (2) 青果物卸売市場調査のうち、呉市青果市場は平成24年調査より、調査対象から除外した。
- (3) 花き卸売市場調査は、平成21年以降調査を中止した。

2 定義及び用語の解説

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査品目の範ちゅう区分

生の青果物を販売したもので、加工用、種子用、飼料用等は含まれていない。

イ 卸売数量

青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量(転送量を含む)。

ウ 卸売価額

青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む。

エ 卸売価格

卸売価額を卸売数量で除して算出した1 kg当たりの平均価格である。ただし四捨五入の関係上、表中の数値を用いて算出した価格と異なる場合がある。